

2009年7月吉日

国会議員 各位

## 建築基準法の再改正を求める

建築基準法再改正を実現する会

発起人代表 桑原耕司

(㈱希望社代表取締役会長)

一昨年六月に施行された改正建築基準法は、私たち建築の設計者・施工者にとってのみならず、建築発注者である企業や市民にとっても、今なお、適正な企業経営や快適な居住環境の実現を妨げる重大な問題を生じさせています。

この問題の重要性をいま一度ご理解いただき、一刻も早く建築基準法を再改正すべくお取り組みいただきますよう、立法権限を持つ国会議員のみなさまに重ねてお願いいたします。

(本来は、しかるべき時期に建築基本法を制定し、時代に合わず使い物にならない建築諸法を整理集約すべきであると考えております。)

以下、建築基準法再改正に関する要点を述べさせていただきます。

### 1. 現行の改正建築基準法の主要な問題点

この法改正は、不正行為の防止という目的に比してあまりにも大きな制約を課すものであり、その施行により十分な効果があったといえないばかりか、甚大な弊害をもたらしたものである。

- ① 法改正が耐震強度偽装事件に対する緊急避難的措置として扱われ、建築実務者等から十分な意見を取り入れないままなされたため、わが国の建築生産の実情に合わない、非合理的な内容となった。
- ② 設計上の制約が厳しくなり、建築士が有している「良い建築を合理的に安くするノウハウ」が発揮できなくなったため、建築物に関する建築発注者のさまざまな要望が実現できなくなった。
- ③ 確認済証交付までの期間の長期化・不確定化、建設事業コストのアップ等により、建築計画の中止・中断を招き、建築需要が減少して、建築関連企業の経営悪化や日本経済停滞の重大な要因となった。

### 2. 建築基準法再改正にあたっての基本的なスタンス

- ① 設計行為における建築士の判断は、基本的に尊重されるべきである。また、設計行

為に関して、法は基本的な手続きや基準を設けるにとどめ、詳細で過剰な制約を課すべきではない。そうでなければ、建築士という国家資格の制度意義が失われる。

- ② 偽装等の不正行為は、設計の内容や手続きの厳格化によるのではなく、罰則強化等によって抑制されるべきである。
- ③ 国家や自治体には、個々の建築計画について、その基本的事項に関する法適合性を決められた期間内に審査する責務はあるが、個々の建築物の欠陥発生を防止し、あるいは欠陥によって生じた損害を賠償する責任は無い。
- ④ 改正法案作成を官僚に任せたり、官僚（行政機関）の権限強化を図る方向の再改正は、断じて行うべきではない。官僚は、建築実務者の負担を増大させたり、建築発注者の経済的自由を制限したりすることにより、責任逃れをするだけである。
- ⑤ 諸審査の厳格化は、発生頻度が極めて低い不正行為に対する過剰な防止措置であると同時に、それに伴う財政負担は、税収減少時代において進められるべき行財政改革に逆行する無駄遣いである。

### 3. 建築基準法再改正の主要な項目

- ① 改正建築基準法において改正（改悪）された主要項目を改正前に戻す。
  - 1) 確認審査期間を、35日（70日）から21日に戻す。
  - 2) 確認申請書に添付する書類等の内容を、改正前に戻す。
  - 3) 適判（構造計算適合性判定審査）制度を廃止する（ピアチェックをやめる）。
  - 4) 確認審査や中間・完了検査にかかる料金を、改正前の水準に引き下げる。
- ② 確認審査や中間・完了検査の対象範囲を、集団規定、および、単体規定のうち避難施設・耐火建築物等の社会的調和と生命財産の保護に直接関わる事項に限定する。
- ③ 施工段階において設計変更をする場合において、工事を中止して建築確認手続きをやりなおさなければならないような変更の内容を、集団規定に抵触するもの、および建築物の安全性に関する重要な要素の変更に限定する。
- ④ 不正行為に対する罰則規定を強化する。
  - 1) 罰則の量刑を、営業停止等極めて重いものとする。
  - 2) 設計者や施工者のみならず、建築主や建物所有者・管理者等に対しても罰則規定が適用されるものであることを、国民に周知する。

以上